保存用

東京都世田谷区立駒沢中学校 PTA 会則

第 1 章　名 称 と 事 務 所

第 1 条　本会は、東京都世田谷区立駒沢中学校 PTA と称し、事務所を本校（東京都世田谷区駒沢 2-39-25）内に置く。

第 2 章　目　　的

第 2 条　本会の目的は、次の通りとする。

1. 学校と保護者の緊密な協力をはかり、生徒の心身の健全な発達を助成する。
2. 会員相互の親睦と、教養の向上をはかる。

第 3 章　方　　針

第 3 条　本会の方針は、次の通りとする。

1. 教育を本旨とする民主的団体であって、営利的・宗教的・政治的性格を持たない。
2. 本校の教育目的の達成を援助するが、学校の経営や人事に干渉しない。

第 4 章　事　　業

第 4 条　本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 本校の教育に対する協力、ならびに教育環境整備に関する協力。
2. 教育振興、ならびに会員の研修に関する教育。
3. 会員相互の親睦と、教養の向上。
4. その他、本会の目的達成に必要な事業。

第 5 章　会員および加入

第 5 条　1. 本会の会員は、本校生徒の保護者（または、これに代わる者）および本校の教職員で、本会の目的に賛同し、所定の手続き（電磁的手続きを含む）により加入した者とする。

2. 本会への入会および退会は任意とし、会員は所定の手続きによりいつでも入退会することができる。

第6章　役員および任期

第6条　1. 本会は、次の役員をおき、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
共同代表：4名（保護者3名、副校長1名）
書　　記：3名（保護者2名、教職員1名）
会　　計：3名（保護者2名、教職員1名）
役員補佐：2名（保護者）
2. 役職人数は、必要に応じて2〜4名の増減ができるものとする。

第7章　役員の任務

第7条　1. 共同代表は、本会を代表し、会務を分担統括し、総会および運営委員会を招集する。
2. 書記は、会務を整理記録し、会全体にかかわる報告および招集事務（電磁的通信を含む）を行う。
3. 会計は、会費の収支を取り扱い、予算および決算の事務を行う。
4. 役員補佐は、外部会議への出席および各役員の補佐を行う。

第8章　役　　員　　会

第8条　役員は、役員会を構成し、会務についての基本的計画を策定協議する。

第9章　役員の選出

第9条　役員の選出は、役員会において公募等に基づき選考し、候補者の同意を得て、総会の承認を得る。

第10章　役員の欠損

第10条　役員および会計監査委に欠損が生じた場合は、その後任を選出する。任期は、前任者の在任期間とし、役員補佐から選出する。

第 11 章　会　計　監　査

第 11 条　会計監査を 3 名（保護者 2 名、教職員 1 名）おき、会計監査をし、運営委員会総会にて報告する。会計監査の選考、任期については、役員に関する規定に準ずる。ただし、議決権は持たない。

第 12 章　事業部および組織

第 12 条　本会は、第 4 条の事業を行うため、次の事業部およびボランティア組織を置くことができる。

1. 学年・校外生活部：生徒の学校内外における生活に関する安全指導および環境改善等
2. 都度募集ボランティア：行事等の必要に応じて募集するボランティア

第 13 章　委員の構成と定数

第 13 条　1. 各事業部および学級における委員の定数および選出方法は、保護者の負担を軽減するため最小限とし、具体的な定数および運用は運営委員会において別に定める。

2. 役員を経験した者は、その後の役員および委員の選出を永年免除とする。ただし、本人の自由意思により、再度引き受けることを妨げない。

第 14 章　運 営 委 員 会

第 14 条　1. 本会は、役員および学年・校外生活部によって構成し、会の運営について協議決定する。

2. 事業部の運営委員会への出席は任意とする。
3. 運営委員会の開催は、平日のみならず、土曜日の開催や電磁的手段（オンライン）の導入など、柔軟な形態に配慮して行う。

第 15 章　総　　会

第 15 条　総会は、全会員をもって構成し、この回の最高議決機関であり、役員および予算、決算の承認、その他重要な議決を行う。

第 16 章　総 会 の 開 催

第 16 条　総会は、年度初めと年度末の定期総会および必要が生じたときの臨時総会とし、共同代表が招集する。役員会の決議により、書面ならびに電磁的方法（Web フォーム等）によるオンライン総会をもって開催に代えることができる。

第 17 章　総 会 の 議 決

第 17 条　総会の成立は、会全体の三分の一以上（委任状および電磁的議決を含む）の出席を必要とし、議事は出席者の過半数で決める。

第 18 章　合 同 委 員 会

第 18 条　必要があるとき、役員および全会員をもって合同委員会を構成し、重要事項を協議し、実施する。招集および主催は共同代表が行う。

第 19 章　特 別 委 員 会

第 19 条　運営委員会が必要と認めたときは、特別委員会を設置することができる。

第 20 章　会　　費

第 20 条　1. 本会の経費は、会費・助成金およびその他の収入によって賄われる。
2. 会費は、総会において決定する。
3. 会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

付　　則

1. 本会は、昭和 55 年 4 月 1 日より活動を開始する。
2. 本会の改正は、総会の議決によって成立する。
3. 学校長は、臨時会議に出席し、意見を述べることができる。

改　正　履　歴

昭和 55 年 4 月 1 日 施行
昭和 57 年 4 月 1 日 改正
昭和 59 年 11 月 20 日 改正
平成 18 年 5 月 16 日 改正
平成 20 年 5 月 20 日 改正
平成 29 年 10 月 1 日 改正
平成 31 年 4 月 1 日 改正
令和 6 年 6 月 1 日 改正
令和 8 年 10 月 8 日 改正

東京都世田谷区立駒沢中学校 PTA 慶弔規約

1. 本規約に基づく見舞金・香典・祝意等の慶弔金の支給は、本会の会費を適正に納入している会員（保護者および教職員）を対象とする。

2. 教職員が病気の場合、3 週間以上または入院に対しては、見舞金 3,000 円を贈る。ただし、役員の場合は、病気または負傷のため 3 週間以上の入院に対して、見舞金 8,000 円を贈る。

3. 死亡に対しては、下記のとおり香典を捧げる。
 （1）本校教職員　本　　人　：5,000 円
 （2）本校教職員　配　偶　者　：5,000 円
 （3）本校教職員　1 親等または同居親族　：5,000 円
 （4）本 校 生 徒　　：5,000 円
 （5）本校保護者　　：5,000 円
 （6）役員の場合は、その都度運営委員会において協議決定し、弔慰金を贈る。

4. 教職員の結婚・出産に対しては、祝意をあらわす。
 （1）結　婚：5,000 円
 （2）出　産：5,000 円

5. 特殊な災害の場合は、協議決定する。

付　　則

4. 在職年数は、本校赴任年月より適用する。
5. 校長および副校長は倍額とする。

改　正　履　歴

平成 3 年 5 月 18 日 施行
平成 18 年 5 月 16 日 改定
令和 6 年 11 月 22 日 改定
令和 8 年 10 月 8 日 改定